

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 伶史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代 表 03-6821-9510

法 務 部 03-6821-9520

商 標 部 03-6821-9540

FAX 共 通 03-6821-9550



2025・9・10

「特許出願非公開制度」の 実施状況を公表 (内閣府)

内閣府は、「特許出願非公開制度」に関する実施状況を公表した。

本制度は、特許出願の明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が記載されていた場合には、「保全指定」という手続により、出願公開や外国出願の制限等の措置を講じるもの。2024年5月1日に施行された。

内閣府が公表した実施状況（令和6年5月1日～令和7年3月31日）によると、保全審査を受けた件数は90件（保全指定を受けた件数は0件）だった。保全審査前の特許庁での1次スクリーニングの対象になった件数は公表されていない。

また、外国出願禁止の対象となるか、事前に特許庁長官に確認を求めた件数は1305件だった。

生成AI市場と独占禁止法 実態調査で問題指摘 (公取委)

公正取引委員会は、生成AI関連市場に関する実態調査の報告書を公表した。

生成AIをめぐっては、大手IT企業が市場を独占することへの懸念が高まっていて、公取委では、国内での生成AIの開発やサービスで競争上の問題がないか、実態調査を実施した。

報告書によると、ただちに独禁法違反となる事例は確認されなかったものの、AI開発で先行する米グーグルなどの有力企業が新規参入を目指す事業者の技術開発を妨げる行為などは、独禁法違反となるおそれがあると指摘した。

具体的には、生成AIを自社の既存の製品と一緒にして利用者に提供する「抱き合わせ販

売」や、自社のスマートフォンで他社の生成AIの利用を制限する場合を挙げている。

グーグルやアップルは自社の基本ソフト(OS)が入ったスマートフォンにGeminiなどの自社AIを搭載。マイクロソフトもウィンドウズOSのパソコンやOfficeソフトにCopilotを搭載している。

これに対し、海外事業者は「自社のサービスに統合している生成AI機能は、あくまで機能を向上させるための機能拡張であり、別製品ではない。そのため抱き合わせ販売とはいえない」と反論している。

「Pocky (ポッキー)」が 立体商標登録 (江崎グリコ)



江崎グリコ株式会社は、チョコレート菓子「Pocky (ポッキー)」の細長いスティックの形状が、立体商標として登録（第6951539号）されたと発表した。

立体商標は、一定の独自性を備える商品の立体的形状を商標として保護する制度。文字やロゴがなくても登録することができるが、消費者が商品の形状を見た

（登録第6951539号）だけでブランドを認識できることを証明する必要がある。

ポッキーは、細長いスティック状の商品形状に対し、チョコレート部分が約8割、プレツェル部分が約2割のバランスで構成され、1966年の発売以来、一貫した形状を維持している。

同社が2023年に実施したアンケート調査では、90%以上の消費者が「商品形状を見ただけでポッキーと認識できる」という結果が示された。さらに、国内外での販売実績やテレビCM、パッケージデザインの統一性なども審査において重要な証拠となった。

解説

進歩性の判断 (相違点の技術的意義)
知的財産高等裁判所 令和5年(行ケ)
第10102号 審決取消請求事件
令和7年5月14日判決言渡

第1 事案の概要

原告は、名称を「キューブコーナー素子を有する層状体および再帰反射シート」とする発明に係る特許第5302282号(本件特許)の特許権者である。本件特許に対して無効審判(無効2021-800070号)が請求され、特許庁は、「特許第5302282号の特許請求の範囲を、令和5年1月26日付け訂正請求書に添付された訂正特許請求の範囲のとおり、訂正後の請求項[1~3]、4について、訂正することを認める。特許第5302282号の請求項1~請求項4に係る発明についての特許を無効とする。審判費用は、被請求人の負担とする。」との審決(本件審決)を下し、原告が本件審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した。

ここでは、「訂正後の請求項1記載の発明について甲27(特表2002-541504号公報)に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものである」とした本件審決の判断が誤りであるとする原告の主張に対する知財高裁の判断部分のみを紹介する。

なお、本件審決及び本判決で認定されている訂正後の請求項1記載の発明(本件特許発明1)と、甲27に記載された発明(甲27発明)との間の一致点、相違点は以下の通りである。
＜一致点＞

「複数のキューブコーナー素子を有する物品であって、

前記複数のキューブコーナー素子のそれぞれが、基準平面に対して非平行でありかつ隣接しているキューブコーナー素子の隣接している非二面縁に実質的に平行である、少なくとも1つの非二面縁を有しており、

ここで、基準平面とは前記複数のキューブコーナー素子が配設されている平面を意味する、物品。」

＜相違点＞

本件特許発明1では、「隣接している前記複数のキューブコーナー素子のそれぞれが1-2二面角誤差および1-3二面角誤差を有し、ここで、二面角誤差とはキューブコーナー素子の二面角の90度から偏差として定義され、かつ該二面角誤差が大きさ及び/又は符号において変化しており、該二面角誤差の大きさが1分~60分である」のに対し、

甲27発明では、それぞれのPGキューブコーナ錐体の反射面がなす角度にそのような特定はされていない点。

第2 判決

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- 3 この判決に対する上告及び上告受理申立てのための付加期間を30日と定める。

第3 理由

相違点に係る構成のうち、「該二面角誤差の大きさが1分~60分である」との点について

本件特許発明1の構成要件において、二面角誤差の大きさが1ないし60分の範囲であると規定されている。

この点に関し、本件明細書には、「素子は、好ましくは、1分~60分の角度の二面角誤差を有する。」(0019段落)と記載されているが、好ましいとする根拠については何ら記載されていない。一方で、本件明細書に記載された実施例においては、0089段落ないし0098段落に記載された全ての実施例において、0.1分、-0.5分、0.8分等の1分未満の二面角誤差の実施例が記載されており、これらについては、いずれもスポットパターンは均一に分布し、本件各特許発明の作用効果を奏するものとされている。上限値に関しても、本件特許発明1の構成においてはこれを60分とするところ、実施例に示された二面角誤差の最大値は-19.8分であり(0144段落)、上限値を60分とす

る根拠に係る記載もない。さらには、本件明細書に記載された実施例から、上記構成要件記載の数値範囲内のみからなるスポットパターンを抽出してこれを比較したとしても、スポットパターンが均一に分布するとの作用効果を奏することが示される実施例は存しない。

そうすると、本件特許発明1の構成要件に記載された上記二面角誤差の数値範囲には、特段の技術的意義が認められないというほかなく、当業者の通常の創作能力の発揮にすぎないものと認められる。

相違点に係る構成の容易想到性

甲27の明細書の記載から、甲27発明の基板においては、複合面b'e及びa'fに対応する軸194(軸186)に沿った溝側面、複合面d'g及びc'hに対応する軸196(軸188)に沿った溝側面、並びに、対向溝側面i及びjに対応する軸202に沿った溝側面の3方向の溝側面の、それぞれの機械加工において、溝の半角誤差を導入することができることになるから、これによりPGキューブコーナ錐体206及び208の三つの二面角のそれぞれについて二面角誤差を導入することができるものと認められる。

また、3方向の溝側面はそれぞれ「一連の連続した平行溝側面」であるから、3方向の溝側面のそれぞれについて繰り返しパターンを有する溝の半角誤差を導入することができ、この場合、二面角誤差の組合せが互いに異なる様々な形状のPGキューブコーナ錐体からなるサブアレイが構成されることになる。

そうすると、甲27に接した当業者は、再帰反射光が所望のパターンまたは発散プロフィールに分布するようにキューブコーナ要素を個別に調整するために、甲27発明の基板における3方向の溝側面のそれぞれに異なる繰り返しパターンを有する溝の半角誤差を導入することで様々な形状のPGキューブコーナ錐体を構成することに容易に想到するものと認められ、このように構成された甲27発明の基板には、互いに異なる三つの二面角誤差を有する複数のPGキューブコーナ錐体が隣接して配置されることになることは明らかである。

このことは、甲27に従来技術として記載された特許第2647103号特許公報(甲42号証)の第3図に、3組の異なる溝の半角誤差のパターンの組み合わせにより、16個の別々な形状のキューブコーナ逆反射要素からなるサブアレイが形成されることが示されていることから明らかといえる。

そして、相違点のうち、「該二面角誤差の大きさが1分~60分である」との部分については、前記のとおり、数値範囲に特段の技術的意義が認められないから当業者の通常の創作能力の発揮にすぎないものと認められるところ、典型的な大きさとして甲27の0051段落に示された、±20角度分よりも小さくしばしば±5角度分よりも小さい溝の半角誤差を導入すれば、1分~60分の範囲に含まれる二面角誤差は、自然に生じるものと認められる。

したがって、甲27発明において、「前記複数のキューブコーナー素子のそれぞれが1-2二面角誤差および1-3二面角誤差を有し、ここで、二面角誤差とはキューブコーナー素子の二面角の90度から偏差として定義され、かつ該二面角誤差が大きさ及び/又は符号において変化しており、該二面角誤差の大きさが1分~60分である」とする相違点に係る構成を採用することは、当業者が容易に想到することができたと認められる。

よって、本件特許発明1は、甲27発明に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであると認められる。

第4 考察

本件発明と主引用発明記載の発明との間の相違点に関して、本件特許の明細書の記載に基づいて「特段の技術的意義が認められないから当業者の通常の創作能力の発揮にすぎないもの」と認定した上で、進歩性の判断が行われている。実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。

以上

「デザイン経営」の効果 知的財産の関係性

■特許庁が報告書■

特許庁はこのほど、「中小企業におけるデザイン経営の効果・ニーズに関する調査」を実施し、報告書をまとめた。

「デザイン経営」とは、デザインの力をブランドの構築やイノベーションの創出に活用する経営手法であるとされている。

特許庁は2023年に刊行した「中小企業のデザイン経営ハンドブック2」で、技術のアイデア（発明・考案）や物品などのカタチ（意匠）、ロゴ・マーク・商品名（商標）、営業・技術情報（ノウハウ）、写真・動画・記事などのコンテンツ（著作物）といった自社固有の経営資源を「幅広い知財」として認識し、それを経営に生かしていく活動（知財アクション）がデザイン経営の推進力になるとしている。

デザイン経営を推進している特許庁が、デザイン経営を継続している中小企業に対して知財専門家によるインタビューを実施し、デザイン経営と知的財産の関係性について、インタビューから得られた知見をもとに、関係性が明確となった具体的な事例を

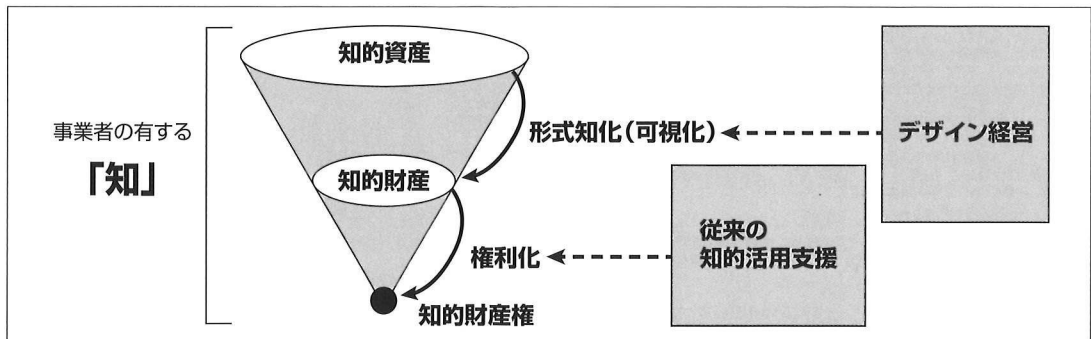
この報告書で紹介するとされている。

デザイン経営を継続する企業は、可視化されていなかった固有の経営資源（暗黙知を含む知的資産＝人材や組織力、経営理念、顧客とのネットワーク、技能）に着目し、それを可視化＝「形式知化」することで新たな知的財産を生み出している。このプロセスを知的創造サイクルの「創造・保護・活用」の3段階に照らせば、デザイン経営は知的財産の「創造」を促進する有効なアプローチと位置付けられると報告している。

「知的財産権（＝新しい技術のアイデアや物品の形状、ロゴ・マーク・商品名、営業・技術情報、写真・動画・記事などのコンテンツといった『価値のある情報（形式知）』の「権利化」に関する支援と、その前段階となる「形式知化」のプロセスに特に効果を発揮するデザイン経営の支援プログラムとは、中小企業の知財支援策の両輪となり得る。さらに、形式知化のプロセスは金融機関など中小企業支援に関わる他機関にとっても関心の高い領域であり、支援機関間の連携強化にも貢献すると期待される、と報告されている。

「中小企業におけるデザイン経営の効果・ニーズに関する調査」

https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/kouka.html



オンライン送達制度 令和8年4月に運用見直し

■特許庁■

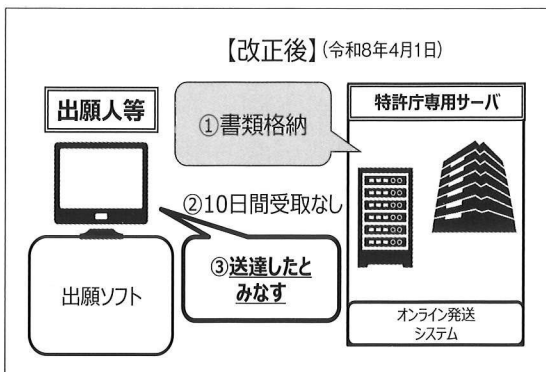
「不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が公布され、オンライン送達制度の見直しが令和8年4月1日に施行される。

具体的には、査定の際の本等が特許庁の専用サーバに格納されてから10日間受け取りがない場合、送達したものとみなす運用が始まる。

現行制度では、特許庁からの書類（拒絶査定など）の発送は、特許庁の専用サーバに書類のデータが格納された後、出願人等がこれを確認し、出願人等が使用するパソコンへの記録が完了した時点をもって到達したものとみなされている。

特許庁の専用サーバに書類のデータが格納されてから、一定期間内に書類を受け取らない（使用する

パソコンに記録しない）出願人などに対しては、紙に切り替えて書類を発送しているが、今回の改正により、特許庁の専用サーバに書類データが格納されて出願人が受け取り可能になってから10日以内に受け取らない場合、送達したものとみなすことになる。



審 決 紹 介

本願商標（別掲）は、商標法第4条第1項第11号に該当しない、と判断された事例（不服2024-17210、令和7年6月18日審決）

1 手続の経緯

本願は、令和5年12月4日に登録出願されたものであって、その手続の経緯は以下のとおりである。
令和6年5月21日付け：拒絶理由通知書
令和6年6月21日：意見書の提出
令和6年8月22日付け：拒絶査定
令和6年10月29日：審判請求書、手続補正書の提出

2 本願商標

本願商標は、別掲のとおり構成からなり、第36類に属する願書記載のとおり役務を指定役務として登録出願されたものであって、その後、指定役務については、上記1の当審における手続補正書により、第36類「建物の賃借の代理又は媒介、建物の貸与、建物の売買、建物の売買の代理又は媒介、建物又は土地の情報の提供、土地の賃借の代理又は媒介、土地の賃与、土地の売買、土地の売買の代理又は媒介」に補正されたものである。

3 原査定と拒絶の理由

原査定において、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するものとして、本願の拒絶の理由に引用した登録第6671836号商標（以下「引用商標1」という。）、「ウエルス」の文字を標準文字で表し、令和4年9月13日に登録出願、第9類、第35類、第36類及び第42類に属する商標登録原簿に記載のとおり商品及び役務を指定商品及び指定役務として、同5年2月14日に設定登録され、現に有効に存続しているものである。

4 当審の判断

(1) 本願商標について

本願商標は、別掲のとおり、「WEALTH」(「W」の文字はデザイン化されている。)の欧文文字を横書きしてなること、当該文字に相応して、「ウェルス」の称呼を生じ、「富、財産」等(「ペーシックジニアス英和辞典第3版」株式会社大修館書店)の観念を生じる。

(2) 引用商標について

引用商標1は、「ウエルス」の文字を標準文字で表してなること、これは、一般的な辞書類に掲載されていない語であり、また、特定の意味合いを認識させるものとして親しまれているといった事情も見て取れないことから、特定の意味合いを認識させない語といえるものである。

そうすると、引用商標は、その構成文字に相応して、「ウエルス」の称呼を生じ、また、特段の観念を生じない。

(3) 本願商標と引用商標の比較

本願商標と引用商標を比較すると、外観において、文字種、文字数、書体などが異なるものであるから、外観上、明確に区別できるものである。

また、称呼においては、本願商標から生じる「ウェルス」の称呼と引用商標から生じる「ウエルス」の称呼とは、語調において、1音で称呼される「ウ」2音で称呼される「ウエ」の音の差異があり、両称呼は、全体の音数が異なることに加え、3音又は4音という短い音構成において、語頭音の差異が称呼全体に及ぼす影響は決して小さいものとはいえず、本願商標と引用商標とをそれぞれ一連に称呼するときは、語感、語調において相違し、相別れるおそれはないものである。

さらに、観念においては、本願商標は、「富、財産」等の観念を生じるのに対し、引用商標は、特定の観念を生じるものであるから、両者は、観念上、相別れるおそれはないものである。

以上によれば、本願商標と引用商標とは、外観、称呼及び観念のいずれにおいても相別れるおそれのないものであるから、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合すると、両商標は、役務の出所について混同を生じさせるおそれのない非類似の商標と判断するのが相当である。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは同一又は類似する商標ではないから、指定役務について比較するまでもなく、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消を免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標「LuXe」と「リュクス」の二段書きは、商標法第4条第1項第11号に該当しない、と判断された事例（不服2025-2696、令和7年6月11日審決）

1 手続の経緯

本願は、令和6年7月31日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。

令和6年9月17日付け：拒絶理由通知書
令和6年9月25日：意見書の提出
令和6年12月27日付け：拒絶査定
令和7年2月21日：審判請求書の提出

2 本願商標

本願商標は、「LuXe」の欧文文字と「リュクス」の片仮名を二段に書してなり、第36類「損害保険契約の締結の代理、損害保険に係る損害の査定、損害保険の引受け、保険料率の算出、建物の管理、建物の賃借の代理又は媒介、建物の貸与、建物の売買、建物の賃借の代理又は媒介、建物又は土地の鑑定評価、

建物又は土地の情報の提供、土地の管理、土地の賃借の代理又は媒介、土地の賃与、土地の売買、土地の売買の代理又は媒介」及び第37類「建設工事、建設工事に関する助言、建築設備の運転・点検・整備」を指定役務として、登録出願されたものである。

3 原査定の拒絶の理由の要旨

原査定において、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして、本願の拒絶の理由に引用した登録商標は、以下に掲げたとおりであり、いずれも現に有効に存続しているものである。

(1) 登録第6031525号商標（以下「引用商標1」という。）

商標の構成 「ラクゼ」の片仮名と「Luxe」の欧文文字を二段に書してなる商標

指定役務 第37類「建築一式工事、しゅんせつ工事、土木一式工事、舗装工事、石工事、ガラス工事、鋼構造物工事、左官工事、大工工事、タイル・れんが又はブロックの工事、建具工事、鉄筋工事、塗装工事、とび・土又はコンクリートの工事、内装仕上工事、板金工事、防水工事、屋根工事、管工事、機械器具設置工事、さく井工事、電気工事、電気通信工事、熱熱線工事、建築一式工事に関する情報の提供、建築工事に関する助言、建築設備の運転・点検・整備」

登録出願日 平成29年8月2日

設定登録日 平成30年3月30日

(2) 登録第6076332号商標（以下「引用商標2」という。）

商標の構成 「LUXE」の欧文文字と「ラクゼ」の片仮名を二段に書してなる商標

指定役務 第36類「建物の管理、建物の賃借の代理又は媒介、建物の賃与、建物の売買、建物の賃借の代理又は媒介、建物又は土地の鑑定評価、土地の管理、土地の賃借の代理又は媒介、土地の賃与、土地の売買、土地の売買の代理又は媒介、建物又は土地の情報の提供」及び第37類「建築物の外壁の清掃、窓の清掃、床敷物の清掃、床置き、浴槽又は浴槽まの清掃、道路の清掃」

登録出願日 平成29年9月29日

設定登録日 平成30年8月31日

以下、引用商標1及び引用商標2をまとめて「引用商標」という。

4 当審の判断

(1) 本願商標

本願商標は、上記2のとおり、「LuXe」の欧文文字と「リュクス」の片仮名を二段に書してなること、下段の片仮名は上段の欧文文字の読みを特定したものと容易に理解できるものであり、また、これらの文字は、いずれも辞書等に掲載のないものであって、特定の意味合いを認識させるものではない。

したがって、本願商標は、その構成文字に相応して「リュクス」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(2) 引用商標

ア 引用商標1

引用商標1は、上記3(1)のとおり、「ラクゼ」の片仮名と「Luxe」の欧文文字を二段に書してなること、上段の片仮名は下段の欧文文字の読みを特定したものと容易に理解できるものである。また、「Luxe」の文字は「豪華」の意味を有する英語(ランダムハウス英和大辞典 第2版)株式会社エヌ・ティ・エーの、一般に馴染みのある語とはいえないものである。したがって、引用商標1は、その構成文字に相応して「ラクゼ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

イ 引用商標2

引用商標2は、上記3(2)のとおり、「LUXE」の欧文文字と「ラクゼ」の片仮名を二段に書してなること、下段の片仮名は上段の欧文文字の読みを特定したものと容易に理解できるものである。また、上記アのとおり「LUXE」の文字は「豪華」の意味を有する英語であるもの、一般に馴染みのある語とはいえないものであり、「ラクゼ」の文字は、辞書等に掲載のないものであって、いずれも特定の意味合いを認識させるものではない。

したがって、引用商標2は、その構成文字に相応して「ラクゼ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標の類否

本願商標と引用商標を比較すると、外観においては、片仮名で表された文字部分の構成文字の相違がすることに加え、本願商標と引用商標1とは、欧文文字で表された文字部分の3文字目が大文字か小文字かの差異が、本願商標と引用商標2とは、大文字と小文字の組み合わせからなるか、大文字のみからなるかの差異等があるから、外観上判断と区別できるものである。

次に、称呼においては、本願商標から生じる「リュクス」と引用商標から生じる「ラクゼ」とは、音数が異なる上、すべての構成音を生ずることからすれば、両商標は、称呼において明瞭に区別できるものである。

また、観念においては、両商標は、いずれも特定の観念を生じないから、観念において比較することができない。

そうすると、本願商標と引用商標とは、観念において比較することができず、外観において判断と区別することができず、称呼において明瞭に区別できるから、両者の外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両者は、非類似の商標といえるべきである。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、本願の指定役務と引用商標の指定役務を比較するまでもなく、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が、商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消を免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和41(1966)年	商標登録第 696908号～第 700319号
〃 51(1976)年	商標登録第1182604号～第1186682号
〃 61(1986)年	商標登録第1838542号～第1846277号
平成8(1996)年	商標登録第2712362号～第2712567号
平成8(1996)年	商標登録第3120101号～第3125496号
平成18(2006)年	商標登録第4925160号～第4932392号
平成28(2016)年	商標登録第5823462号～第5830679号

各年の2月1日～2月28日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。
更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければならない特許庁審査官による審査を受けることができます。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和4年10月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは9月中旬に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況(推定)

	特 許	商 標
令和7年6月分	26,729	14,829
前 年 比	114%	112%

詳しくは特許庁HP⇒資料・統計⇒統計資料⇒特許出願等統計速報でご確認下さい。